

B-4L
5

昭和三十八年七月

海外移住事業団關係法令

海外移住事業団



國際協力事業費	
受入 期 64. 5. 14	0.00
登録 期 04508	23.4
	EM

目次

海外移住審議会令	1
海外移住事業団法	3
海外移住事業団法の一部の施行期日を定める政令	11
海外移住事業団法施行令	12
特殊法人登記令	15
海外移住事業団法附則第七条第六項の規定に基づき評価委員会に関し必要な事項を定める省令	24
海外移住事業団の業務方法書に記載すべき事項を定める省令	25
海外移住事業団の財務及び会計に関する省令	26
海外移住事業団に対する移住者渡航費貸付条件に関する法律	30

JICA LIBRARY



1023943E2J

○海外移住審議会令

(昭和三十年七月十一日)
政令第一百十一号

改正 昭和三十年一月 八日 政令第三〇〇号

同 三十二年 七月三十一日 同 第二三二号

同 三十四年 五月三〇日 同 第一九八号

海外移住審議会令

内閣は、総理府設置法(昭和二十四年法律第二百七号)第十五条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

(所掌事務)

第一条 海外移住審議会(以下「審議会」という。)は、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じて、海外移住政策に関する重要事項を審議する。

2 審議会は、前項の諮問に関連する事項について、内閣総理大臣又は関係各大臣に意見を述べることができる。

(組織)

第二条 審議会は、委員二十五人以内で組織する。

(会長)

第三条 審議会に、会長一人を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を行う。

(委員)

第四条 委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

海外移住審議会令

2 委員の任期は、二年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、非常勤とする。

(専門調査員)

第四条の二 審議会に専門の事項を調査させるため、専門調査員五人以内を置くことができる。

2 専門調査員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 専門調査員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門調査員は、非常勤とする。

(幹事)

第五条 審議会に、幹事十五人以内を置く。

2 幹事は、関係各行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 幹事は、審議会の所掌事務について、委員を補佐する。

4 幹事は、非常勤とする。

(資料の提出等の要求)

第六条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第七条 審議会の庶務は、内閣総理大臣官房において外務省中南米移住局の協力を得て処理する。

(雑則)

第八条 この政令に定めるものは、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

海外移住審議会令

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三十年十一月八日政令第三百号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三十三年七月三十一日政令第二百二十二号)

抄

この政令は、昭和三十三年八月一日から施行する。

附 則 (昭和三十四年五月三十日政令第九十八号) 抄

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 この政令の施行後昭和三十四年十一月二十日までに任命される委員(補欠の委員を除く。)の任期は、第四条第二項本文の規定にかかわらず、同日までとする。

○海外移住事業団法

(昭和二十八年七月八日
法律第二百二十四号)

目次

- 第一章 総則(第一条—第七条)
- 第二章 役員及び職員(第八条—第十八条)
- 第三章 運営審議会(第十九条—第二十条)
- 第四章 業務(第二十一条—第二十四条)
- 第五章 財務及び会計(第二十五条—第三十六条)
- 第六章 監督(第三十七条—第三十八条)
- 第七章 雑則(第三十九条—第四十一条)
- 第八章 罰則(第四十二条—第四十四条)

附則 第一章 総則

(目的)

第一条 海外移住事業団は、移住者の援助及び指導その他海外移住の振興に必要な業務を国の内外を通じ一貫して効率的に行なうことを目的とする。

(法人格)

第二条 海外移住事業団(以下「事業団」という。)は、法人とする。

(事務所)

第三条 事業団は、主たる事務所を東京都に置く。

2 事業団は、外務大臣の認可を受けて、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(資本金)

第四条 事業団の資本金は、八億円と附則第七条第八項の規定により

政府から出資があつたものとされる金額との合計額とし、政府がその金額を出資する。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、事業団に追加して出資することができる。

3 事業団は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増額するものとする。

(登記)

第五条 事業団は、政令で定めるところにより、登記しなければならぬ。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第六条 事業団でない者は、海外移住事業団という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第七条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、事業団について準用する。

第二章 役員及び職員

(役員)

第八条 事業団に、役員として、理事長一人、理事四人以内及び監事二人以内を置く。

2 事業団に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事四人以内を置くことができる。

(役員の仕事及び権限)

第九条 理事長は、事業団を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理

理事長が欠員のときはその職務を行なう。

- 3 監事は、事業団の業務を監査する。
- 4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は理事長を通じて外務大臣に意見を提出することができる。

(役員の内命)

第十条 理事長及び監事は、外務大臣が任命する。

- 2 理事は、外務大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

(役員の内命)

第十一条 理事長及び理事の内命は、四年とし、監事の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の内命は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。

(役員の内命)

第十二条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

- 一 国務大臣、国会議員、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長

二 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）

(役員の内命)

第十三条 外務大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

- 2 外務大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

- 3 理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、あらかじめ、外務大臣の認可を受けなければならない。

(役員の内命)

第十四条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、外務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第十五条 事業団と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が事業団を代表する

(代理人の内命)

第十六条 理事長は、理事又は事業団の職員のうちから、事業団の従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の内命)

第十七条 事業団の職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第十八条 事業団の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 運営審議会

(運営審議会)

第十九条 事業団に、運営審議会を置く。

- 2 運営審議会は、理事長の諮問に応じ、事業団の業務の運営に関する重要事項を審議する。

3 運営審議会は、事業団の業務の運営につき、理事長に対して意見を述べることができる。

4 運営審議会は、委員十五人以内で組織する。

(委員)

第二十条 委員は、事業団の業務に関し学識経験を有する者のうちから、外務大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

- 2 委員の内命は、二年とする。

- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 第十三条第二項及び第三項の規定は、委員について準用する。

第四章 業務

(業務の範囲)

第二十一条 事業団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

- 一 海外移住に関する調査及び知識の普及を行なうこと。
- 二 海外移住に関し、相談に応じ、及びあつせんを行なうこと。
- 三 移住者に対して、訓練及び講習並びに渡航費の貸付け及び支度金等の支給を行なうこと。
- 四 移住者の渡航に関し、宿泊施設の提供、引率その他援助及び指導を行なうこと。
- 五 海外において、移住者の事業、職業その他移住者の生活一般について、相談に応じ、及び指導を行なうこと。
- 六 海外において、移住者の定着のために必要な福祉施設の整備その他の援助を行なうこと。
- 七 移住者が入植するための土地の取得、造成、管理及び譲渡並びに取得のあつせんを行なうこと。
- 八 移住者及びその団体で海外において農業、漁業、工業その他の事業を行なうものに対して、その事業に必要な資金を貸し付け、及びその事業に必要な資金の借入れに係る債務について保証すること。
- 九 海外において農業、漁業、工業その他の事業を行なう者(移住者及びその団体を除く)に対して、その者が移住者をその事業に受け入れることが確実であり、かつ、その受入れが海外移住の振興に寄与すると認められる場合に、その受入れに関してその事業に必要な資金を貸し付けること。
- 十 前九号に掲げる業務に附帯する業務を行なうこと。

十一 前各号に掲げるもののほか、第一条の目的を達成するため必要な業務を行なうこと。

2 事業団は、前項第十一号に掲げる業務を行なおうとするときは、外務大臣の認可を受けなければならない。

3 第一項に掲げる業務を外国において行なう場合には、当該国の法令の定めるところによるものとする。

(業務の委託)

第二十二条 事業団は、必要があるときは、外務大臣の認可を受け、その指定する地方公共団体その他の団体に前条第一項各号に掲げる業務(第二号に掲げる業務のうちあつせんに係る業務及び第三号に掲げる業務のうち渡航費の貸付けに係る義務を除く)の一部を委託することができる。

(基本方針)

第二十三条 外務大臣は、毎事業年度、事業団の業務について基本方針を定め、当該事業年度の開始前に、これを事業団に指示するものとする。

(業務方法書)

第二十四条 事業団は、業務の開始の際、業務方法書を作成し、外務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、外務省令で定める。

第五章 財務及び会計

(事業年度)

第二十五条 事業団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(区分経理)

第二十六条 事業団は、次に掲げる経理については、政令で定めるところにより、それぞれその他の経理と区分し、特別の勘定を設けて

整理しなければならない。

一 第二十一条第一項第三号に掲げる業務のうち渡航費の貸付けに係る業務及びこれに附帯する業務に係る経理

二 第二十一条第一項第七号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に係る経理

三 第二十一条第一項第八号及び第九号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に係る経理

(事業計画等の認可)

第二十七条 事業団は、毎事業年度、事業計画、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、外務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表)

第二十八条 事業団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下この条において「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後四月以内に外務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 外務大臣は、やむを得ない事情があると認めるときは、事業団の申出により、二月をこえない範囲内において、前項の期間を延長することができる。

3 事業団は、第一項の規定により財務諸表を外務大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけなければならない。

(利益及び損失の処理並びに納付金)

第二十九条 事業団は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額のうち、政令で定める基準により計算した額を積立金として積み立てなければならない。

2 事業団は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 事業団は、第一項に規定する残余の額から同項の規定により積立金として積み立てた額を控除して残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4 第一項の利益金の計算の方法及び前項の納付金の納付の手続その他同項の納付金に関し必要な事項については、政令で定める。

(借入金及び海外移住債券)

第三十条 事業団は、外務大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は海外移住債券(以下「債券」という。)を発行することができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、外務大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 第一項の規定による債券の債権者は、事業団の財産について、他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

5 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

6 事業団は、外務大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

7 商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百九条から第三百十一条までの規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

8 第一項及び第四項から前項までに定めるもののほか、債券に関し

必要な事項は、政令で定める。

(交付金の交付)

第三十一条 政府は、予算の範囲内において、事業団に対し、その業務に要する費用の一部に相当する金額を交付することができる。

(償還計画)

第三十二条 事業団は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画をたてて、外務大臣の認可を受けなければならない。

(余裕金の運用)

第三十三条 事業団は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債その他外務大臣の指定する有価証券の取得

二 資金運用部への預託

三 銀行若しくは外国銀行への預金又は郵便貯金

(財産の処分等の制限)

第三十四条 事業団は、外務省令で定める重要な財産を譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、外務大臣の認可を受けなければならない。

(給与及び退職手当の支給の基準)

第三十五条 事業団は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、外務大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(外務省令への委任)

第三十六条 この法律に規定するもののほか、事業団の財務及び会計に關し必要な事項は、外務省令で定める。

第六章 監督

(監督)

第三十七条 事業団は、外務大臣が監督する。

2 外務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるとき

海外移住事業団法

は、事業団に対して、その業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第三十八条 外務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対してその業務に關し報告をさせ、又はその職員に事業団の事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。
3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第七章 雑則

(連絡等)

第三十九条 事業団は、その業務の運営については、地方公共団体と密接に連絡するものとする。

2 地方公共団体は、事業団に対し、その業務の運営について協力するよう努めるものとする。

(解散)

第四十条 事業団の解散については、別に法律で定める。

(協議)

第四十一条 外務大臣は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第二十二條、第二十四條第一項、第二十七條、第三十條第一項、第二項ただし書若しくは第六項、第三十二條、又は第三十四條の規定による認可をしようとするとき。

二 第二十四條第二項、第三十四條又は第三十六條の規定により外務省令を定めようとするとき。

三 第二十八條第一項又は第三十五條の規定による承認をしようとするとき。

するとき。

四 第三十三条第一号の規定による指定をしようとするとき。
 2 外務大臣は、次の場合には、あらかじめ、関係各大臣に協議しなければならぬ。

- 一 第二十一条第二項の規定による認可をしようとするとき。
- 二 第二十三条の規定により基本方針を定めようとするとき。

第八章 罰則

(罰則)

第四十二条 第三十八条第一項の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした事業団の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第四十三条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした事業団の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

- 一 この法律により外務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。
- 二 第五条第一項の政令の規定に違反して登記することを怠つたとき。

三 第二十一条第一項に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第三十三条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第三十七条第二項の規定による命令に違反したとき。

第四十四条 第六条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十四条附則第十六条及び附則第十七条の規定は、公布の日から起算して九月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(事業団の設立)

第二条 外務大臣は、事業団の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、事業団の成立の時において、この法律の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

第三条 外務大臣は、設立委員を命じて、事業団の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、設立の準備を完了したときは、遅滞なく、政府に対し、出資金の払込みの請求をしなければならない。

3 設立委員は、出資金の払込みがあつた日において、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第四条 附則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第三項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第五条 事業団は、設立の登記をすることによつて成立する。

(財団法人日本海外協会連合会からの引継ぎ)

第六条 昭和二十九年一月五日に設立された財団法人日本海外協会連合会(以下この条において「連合会」という)は、寄附行為の定めるところにより、設立委員に対して、事業団において、その一切の権利及び義務を承継すべき旨を申し出ることができる。

2 設立委員は、前項の規定による申出があつたときは、遅滞なく、外務大臣の認可を申請しなければならない。

3 前項の認可があつたときは、連合会は一切の権利及び義務は、事業団の成立の時において事業団に承継されるものとし、連合会は、その時において解散するものとする。この場合においては、他の法

令中法人の解散及び清算に関する規定は、適用しない。

4 前項の規定により事業団が連合会の権利及び義務を承継した場合においては、その資産の価額から負債の価額を控除した残額に相当する金額は、資本準備金として積み立てなければならない。

5 第三項の規定により事業団が連合会の権利及び義務を承継した場合における連合会の行なつた移住者に対する渡航費の貸付けに係る業務及びこれに附帯する業務に係る事業団の経理については、これを第二十六条第一号に掲げる経理とみなして同条の規定を適用する。

6 第三項の規定により連合会が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(日本海外移住振興株式会社からの引継ぎ)

第七条 日本海外移住振興株式会社法（昭和三十年法律第百三十九号）により設立された日本海外移住振興株式会社（以下この条から附則第九条までにおいて「会社」という。）は、商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百四十三条に規定する株主総会の決議を得て、設立委員に対して、事業団にその営業の全部を出資すべき旨を申し出ることができる。

2 設立委員は、前項に規定する申出があつたときは、遅滞なく、外務大臣の認可を申請しなければならない。

3 第一項に規定する決議があつたときは、政府以外の株主の所有する株式は、前項の認可があつた時に会社が買い取つて消却したものとみなす。

4 前項の場合における株式一株の買取価額は、会社の純資産の額をその発行済株式の総数で除して得た額とする。

5 前項の会社の純資産の額の評価のため、外務省に、評価委員会を置く。

6 前項の評価委員会に関し必要な事項は、外務省令で定める。第四十一条第一項の規定は、この場合について準用する。

7 第二項の認可があつたときは、会社の一切の権利及び義務は、事業団の成立の時に於いて事業団に承継されるものとし、会社は、その時において解散するものとする。この場合においては、他の法令中法人の解散及び清算に関する規定は、適用しない。

8 前項に規定する承継があつたときは、会社の解散の時までに政府の一般会計及び産業投資特別会計から会社に対して出資された額は、事業団の成立の時に於いて、それぞれ政府の一般会計及び産業投資特別会計から事業団に対して出資されたものとする。

9 第七項の規定により会社が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(会社から承継する債務の保証)

第八条 政府は、附則第七条第七項の規定により事業団が会社から承継する債務のうち、日本海外移住振興株式会社法第十六条の規定により政府が手形を買い取る旨の契約をした外国銀行に対する会社の借入金に係る債務について、その承継の日において、事業団のために当該債務に係る手形を買い取る旨の契約をし、及び当該債務に係る利息債務について保証するものとする。

(区分経理)

第九条 附則第七条第七項の規定により事業団が会社の権利及び義務を承継した場合におけるその資産及び負債の経理については、これをその他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理するものとする。

2 前項の規定による経理の方法、勘定の処理その他区分経理に關し必要な事項については、政令で定める。

(非課税)

第十条 附則第六条第三項及び附則第七条第七項の規定により事業団が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産の取得については、不動産取得税を課することができない。

(経過規定)

第十一條 この法律（附則第一條ただし書に係る部分を除く。以下この条において同じ。）の施行の際現に海外移住事業団という名称を施用している者については、第六條の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第十二條 事業団の最初の事業年度は、第二十五條の規定にかかわらず、その成立の日始まり、昭和三十三年三月三十一日に終わるものとする。

第十三條 事業団の最初の事業年度の事業計画、予算及び資金計画については、第二十七條中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「事業団の成立後遅滞なく」とする。

第十四條 日本海外移住振興株式会社法の廃止等）

第十四條 日本海外移住振興株式会社法は、廃止する。

2 前項の規定の施行前にした廃止前の日本海外移住振興株式会社法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（地方財政再建促進特別措置法の一部改正）

第十五條 地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第二十四條第二項中「雇用促進事業団」の下に、「海外移住事業団」を加える。

（租税特別措置法の一部改正）

第十六條 租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第八十四條第一項中「日本海外移住振興株式会社」を削る。

（財団法人日本海外協会連合会に対する移住者渡航費貸付資金の貸付条件等に関する法律の一部改正）

第十七條 財団法人日本海外協会連合会に対する移住者渡航費貸付資金の貸付条件等に関する法律（昭和三十五年法律第四十六号）の一

部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

海外移住事業団に対する移住者渡航費貸付条件に関する法律第一条中「財団法人日本海外協会連合会」を「海外移住事業団」に、「連合会」を「事業団」に改め、同条の見出し及び条名を削る。

第二条を削る。

（登録税法の一部改正）

第十八條 登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九條第七号中「海外技術協力事業団」の下に「海外移住事業団」を、「海外技術協力事業団法」の下に「海外移住事業団法」を加える。

（印紙税法の一部改正）

第十九條 印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五條第九号ノ五ノ三の次に次の一号を加える。

九ノ五ノ四海外移住事業団ノ発スル証書、帳簿

（所得税法の一部改正）

第二十條 所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三條第一項第十号中「海外技術協力事業団」の下に「海外移住事業団」を加える。

（法人税法の一部改正）

第二十一條 法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第四條第三号中「海外技術協力事業団」の下に「海外移住事業団」を加える。

（地方税法の一部改正）

第二十二條 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の二部を次のように改正する。

第七十二條の四第一項第三号中「海外移住協力事業団」の下に「海外移住事業団」を加える。

（行政管理庁設置法の一部改正）

第二十三條 行政管理庁設置法（昭和二十三年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第二條第十二号中「海外技術協力事業団」の下に「海外移住事業団」を加える。

（外務省設置法の一部改正）

第二十四條 外務省設置法（昭和二十六年法律第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

第十三條の二中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 海外移住事業団を監督すること。

○ 海外移住事業団法の一部の施行期日を定める政令

（昭和三十八年七月十二日）
政令第二百五十号

海外移住事業団法の一部の施行期日を定める政令

内閣は、海外移住事業団法（昭和三十八年法律第二百二十四号）附則第一条ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

海外移住事業団法附則第十四條、附則第十六條及び附則第十七條の規定の施行期日は、昭和三十八年七月十五日とする。

海外移住事業団法の一部の施行期日を定める政令

○ 海外移住事業団法施行令

(昭和三十八年七月十一日)
政令第二百五十一号

海外移住事業団法施行令

内閣は、海外移住事業団法(昭和三十八年法律第二百二十四号)第二十六條、第二十九條第四項、第三十條第八項及び附則第九條第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

(区分経理)

第一條 海外移住事業団(以下「事業団」という。)は、海外移住事業団法(以下「法」という。)第二十六條に規定する特別の勘定として、法第二十一條第一項第三号に掲げる業務のうち渡航費の貸付けに係る業務(これに附帯する業務を含む。以下「渡航費貸付業務」という。)に係る経理については、渡航費貸付勘定を、同項第七号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。以下「入植地業務」という。)に係る経理については入植地勘定を、同項第八号及び第九号に掲げる業務(これらに附帯する業務を含む。以下「融資業務」という。)に係る経理については融資勘定を設けなければならない。

2 渡航費貸付勘定においては、次に掲げる事項を整理しなければならない。

一 渡航費貸付金その他の渡航費貸付業務に関する資産に関する経理

二 移住者に対する渡航費貸付けの資金としての政府からの借入金その他の渡航費貸付業務に関する負債に関する経理

3 入植地勘定においては、次に掲げる事項を整理しなければならない。

一 土地その他の入植地業務に関する資産に関する経理

二 未払金その他の入植地業務に関する負債に関する経理
三 土地売買益その他の入植地業務に関する収益に関する経理
四 管理経費その他の入植地業務に関する費用に関する経理

4 融資勘定においては、次に掲げる事項を整理しなければならない。

- 一 貸付金、求償権その他の融資業務に関する資産に関する経理
- 二 借入金、保証債務その他の融資業務に関する負債に関する経理
- 三 受取利息、保証料その他の融資業務に関する収益に関する経理
- 四 支払利息、管理経費その他の融資業務に関する費用に関する経理

(利益金の計算の方法)

第二條 法第二十九條第四項に規定する利益金の計算は、毎事業年度の第一号に掲げる利益金の合計額から当該事業年度の第二号に掲げる損金の合計額を差し引くことにより行なう。

一 益金

イ 交付金

ロ 受取利息(渡航費貸付勘定に属するものを除く。)

ハ 債務保証料

ニ 売上収入

ホ 受託料

ヘ 受取配当金

ト 特殊事業収入

チ 貸倒準備金からのもどし入れ額

リ 雑益

二 損金

イ 支払利息(渡航費貸付勘定に属するものを除く。)

ロ 売上原価

ハ 業務経費

ニ 特殊事業費用

ホ 固定資産減価償却費
ヘ 貸倒準備金への繰入額

ト 交付金資産引当金

チ 雑 損

(海外移住債券の形式)

第三条 海外移住債券は、無記名利札付きとする。

(海外移住債券の発行方法)

第四条 海外移住債券の発行は、募集の方法による。

(海外移住債券申込証)

第五条 海外移住債券の募集に応じようとする者は、海外移住債券申込証にその引き受けようとする海外移住債券の数及び住所を記載し、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

2 海外移住債券申込証は、事業団が作成し、これに次の事項を記載しなければならない。

一 海外移住債券の総額

二 各海外移住債券の金額

三 海外移住債券の利率

四 海外移住債券の償還の方法及び期限

五 利息の支払の方法及び期限

六 海外移住債券の発行の価額

七 無記名式である旨

八 募集の委託を受けた会社があるときは、その商号

(海外移住債券の引受け)

第六条 前条の規定は、政府が海外移住債券を引き受ける場合又は海外移住債券の募集の委託を受けた会社が自ら海外移住債券を引き受ける場合においては、その引き受ける部分については、適用しない。

(海外移住債券の成立の特則)

第七条 海外移住債券の応募総額が海外移住債券の総額に達しないと

きでも、海外移住債券を成立させる旨を海外移住債券申込証に記載したときは、その応募額をもつて海外移住債券の総額とする。

(海外移住債券の払込み)

第八条 海外移住債券の募集が完了したときは、事業団は、遅滞なく、各海外移住債券につきその全額の払込みをさせなければならない。

(債券の発行)

第九条 事業団は、前条の払込みがあつたときは、遅滞なく、債券を発行しなければならない。ただし、海外移住債券の応募又は引受けをしようとする者が、応募又は引受けに際し、海外移住債券につき社債等登録法(昭和十七年法律第十一号)に規定する登録の請求をしたときは、この限りでない。

2 各債券には、第五条第二項第一号から第五号まで、第七号及び第八号に掲げる事項並びに番号を記載し、事業団の理事長がこれに記名押印しなければならない。

(海外移住債券原簿)

第十条 事業団は、主たる事務所に海外移住債券原簿を備えて置かなければならない。

2 海外移住債券原簿には、次の事項を記載しなければならない。

一 債券の発行の年月日

二 債券の数及び番号

三 第五条第二項第一号から第五号まで及び第八号に掲げる事項

四 元利金の支払に関する事項

(利札が欠けている場合)

第十一条 海外移住債券を償還する場合において欠けている利札があるときは、これに相当する金額を償還額から控除する。ただし、すでに支払期が到来した利札については、この限りでない。

2 前項の利札の所持人がこれと引換えに控除金額の支払を請求したときは、事業団は、これに応じなければならない。

(海外移住債券の発行の認可)

第十二条 事業団は、法第三十条第一項の規定により海外移住債券の発行の認可を受けようとするときは、海外移住債券の募集の日の一月前までに次に掲げる事項を記載した申請書を外務大臣に提出しなければならぬ。

- 一 海外移住債券の発行を必要とする理由
 - 二 第五条第二項第一号から第六号までに掲げる事項
 - 三 海外移住債券の募集の方法
 - 四 海外移住債券の発行に要する費用の概算額
 - 五 第二号に掲げるもののほか、債券に記載しようとする事項
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添附しなければならない。
- 一 作成しようとする海外移住債券申込証
 - 二 海外移住債券の発行により調達する資金の使途を記載した書面
 - 三 海外移住債券の引受けの見込みを記載した書面
- (旧勘定の区分経理)

第十三条 事業団が法附則第七条第七項の規定により日本海外移住振興株式会社の権利及び義務を承継した場合におけるその資産及び負債の経理については、承継資産負債整理勘定(以下「旧勘定」といふ)を設けるものとする。

2 旧勘定以外の勘定(以下「新勘定」といふ)において経理する業務を行なうため旧勘定に属する資産を使用し、又は消費したときは、その対価に相当する金額を旧勘定の勘定に對する貸しとして整理する。

3 旧勘定において経理する業務を行なうため新勘定に属する資産を使用し、又は消費したときは、その対価に相当する金額を旧勘定の勘定に對する借りとして整理する。

(帳簿の整理)

第十四条 事業団の業務又は財産に関し作成する帳簿は、その記載事

項が新勘定又は旧勘定のいずれに関するかを明らかにして整理しなければならぬ。

附則

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第五条及び附則第六条の規定は、昭和三十八年七月十五日から施行する。

(国家公務員等退職手当法施行令の一部改正)

第二条 国家公務員等退職手当法施行令(昭和二十八年政令第二百十五号)の一部を次のように改正する。

第九条の二に次の一号を加える。

三十六海外移住事業団

(国家公務員共済組合法施行令の一部改正)

第三条 国家公務員共済組合法施行令(昭和三十三年政令第二百七号)の一部を次のように改正する。

第四十三条第二号中「及び海外技術協力事業団」を「海外技術

協力事業団及び海外移住事業団」に改める。

(地方公務員共済組合法施行令の一部改正)

第四条 地方公務員共済組合法施行令(昭和三十七年政令第三百五十二号)の一部を次のように改正する。

第四十一条第二号中「及び海外技術協力事業団」を「海外技術

協力事業団及び海外移住事業団」に改める。

(旅券の手数料の減額に関する政令の一部改正)

第五条 旅券の手数料の減額に関する政令(昭和二十七年政令第四百五十二号)の一部を次のように改正する。

第一項中「財団法人日本海外協会連合会に對する移住者渡航費貸付資金の貸付条件等に関する法律」を「海外移住事業団に對する移住者渡航費貸付条件に関する法律」に、「財団法人日本海外協会連合会」を「海外移住事業団」に改め、「第一条」を削る。

(外務省組織令の一部改正)

第六条 外務省組織令(昭和二十七年政令第三百八十五号)の一部を次のように改正する。

第四十四条第三号を次のように改める。

三 海外移住事業団の監督に関すること。

○ 特殊法人登記令

(昭和三十九年三月二十三日)
政令 第二十八号

内閣は、関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

(適用範囲)

第一条 別表の名称の欄に掲げる法人(以下「特殊法人」という。)の登記については、他の法令に別段の定めがある場合を除くほか、この政令の定めるところによる。

(登記事項)

第二条 特殊法人が登記しなければならない事項は、次のとおりとする。

一 名称

二 事務所

三 代表権を有する者の氏名、住所及び資格

四 別表の登記事項の欄に掲げる事項

(設立の登記)

第三条 特殊法人の設立の登記は、主たる事務所の所在地においてしなければならない。

2 前項の登記には、前条に掲げる事項を登記しなければならない。

特殊法人登記令

3 特殊法人は、設立の登記をした後二週間以内に、従たる事務所の所在地において、前条に掲げる事項を登記しなければならない。
(従たる事務所の新設の登記)

第四条 特殊法人は、成立後に従たる事務所を設けたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に従たる事務所を設けたことを登記し、その従たる事務所の所在地においては三週間以内に第二条に掲げる事項を登記し、他の従たる事務所の所在地においては同期間内にその従たる事務所を設けたことを登記しなければならない。

2 主たる事務所又は従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内において新たに従たる事務所を設けたときは、その従たる事務所を設けたことを登記すれば足りる。

(事務所の移転の登記)

第五条 特殊法人は、主たる事務所を移転したときは、二週間以内に、旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては第二条に掲げる事項を登記し、従たる事務所を移転したときは、旧所在地においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地においては四週間以内に同条に掲げる事項を登記しなければならない。

2 同一の登記所の管轄区域内において主たる事務所又は従たる事務所を移転したときは、その移転の登記をすれば足りる。

(変更の登記)

第六条 特殊法人は、第二条に掲げる事項に変更を生じたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、変更の登記をしなければならない。

2 資産の総額の変更の登記は、前項の規定にかかわらず、毎事業年度末日現在により、その事業年度終了後、四月以内にすれば足りる。

(代表者の職務執行停止の登記)

第七條 裁判所の処分により、特殊法人を代表する者の職務の執行が停止されたとき、及びその処分の変更又は取消しがあつたときは、主たる事務所及び従たる事務所の所在地において、その旨を登記しなければならぬ。

(解散の登記)

第八條 特殊法人は、解散したときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、解散の登記をしなければならない。

(清算結了の登記)

第九條 特殊法人は、清算が結了したときは、清算結了の日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、清算結了の登記をしなければならない。

(代理人の登記)

第十條 特殊法人のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律中に、主たる事務所又は従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外行為を有する権限を有する代理人を選任することができる旨の規定があるものは、その代理人を選任したときは、二週間以内に、これを置いた事務所の所在地において、代理人の氏名及び住所並びに代理人を置いた事務所を登記しなければならない。

2 特殊法人のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律中に業務の一部に関し一切の裁判上又は裁判外行為を有する権限を有する代理人を選任することができる旨の規定があるものは、その代理人を選任したときは、二週間以内に、これを置いた事務所の所在地において、代理人の氏名及び住所、代理人を置いた事務所並びに代理権の範囲を登記しなければならない。

3 前二項の規定により登記した事項に変更を生じ、又は代理人の代理権が消滅したときは、二週間以内にその登記をしなければならない。

い。

(管轄登記所及び登記簿)

第十一條 特殊法人の登記に関する事務は、その事務所の所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局又はその支局若しくは出張所が管轄登記所としてつかさどる。

2 登記所に、特殊法人登記簿を備える。

(登記の嘱託)

第十二條 第七條の登記は、裁判所の嘱託によつてする。裁判所の処分により特殊法人を代表する者の職務を代行する者が選任され、又はその処分の変更若しくは取消しがあつた場合の登記も、同様とする。

(設立の登記の添附書面)

第十三條 設立の登記の申請書には、代表権を有する者の資格を証する書面を添附しなければならない。

2 第二條第四号に掲げる事項を登記すべき特殊法人の設立の登記の申請書には、その事項を証する書面を添附しなければならない。

3 資本金その他これに準ずるものを登記すべき特殊法人の設立の登記の申請書には、資本金その他これに準ずるものにつき必要な払込み又は給付があつたことを証する書面を添附しなければならない。

(変更の登記の添附書面)

第十四條 事務所の新設若しくは移転又は第二條に掲げる事項の変更の登記の申請書には、事務所の新設若しくは移転又は登記事項の変更を証する書面を添附しなければならない。ただし、代表権を有する者の氏名又は住所の変更の登記については、この限りでない。

(解散の登記の添附書面)

第十五條 解散の登記の申請書には、解散の事由を証する書面を添附しなければならない。

(代理人の登記の添附書面)

第十六条 第十条第一項又は第二項の登記の申請書には、代理人の選任を証する書面を添附しなければならない。

2 第十条第二項の登記の申請書には、代理権の範囲を証する書面を添附しなければならない。

3 第十条第三項の登記の申請書には、登記事項の変更又は代理権の消滅を証する書面を添附しなければならない。ただし、代理人の氏名又は住所の変更の登記については、この限りでない。

(登記の期間の計算)

第十七条 登記すべき事項であつて官庁の認可を要するものについては、その認可書の到達した時から登記の期間を起算する。

(商業登記法等の準用)

第十八条 商業登記法(昭和三十八年法律第二百五号)第二条から第五条まで、第七条から第二十三条まで、第二十四条第一号から第十二号まで、第二十六条、第五十三条第三項、第五十五条第一項、第五十六条から第五十九条まで、第六十一条第一項及び第七百七条から第七百二十条まで並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第四百十条の規定は、特殊法人の登記に準用する。この場合において、商業登記法第五十六条第三項中「商法第六十四条第一項」とあるのは、「特殊法人登記令第二条」と読み替へるものとする。

(特則)

第十九条 海外移住事業団については、第六条第二項中「その事業年度終了後、四月以内に」とあるのは、「財務諸表を外務大臣に提出した時から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に」とする。

2 社会保険診療報酬支払基金については、出張所は、第二条第二号に掲げる事務所に含まれるものとし、この政令中従たる事務所に關する規定は、出張所にも適用する。

3 畜産振興事業団については、資本金又は払い込んだ出資の総額の

特殊法人登記令

変更の登記は、第六条第一項の規定にかかわらず、毎事業年度末日現在により、その事業年度終了後、主たる事務所の所在地においては四週間以内に、従たる事務所の所在地においては五週間以内にすれば足りる。

4 日本銀行については、第二条第二号に掲げる事務所は、本店、支店及び出張所とし、この政令中、主たる事務所に関する規定は本店に、従たる事務所に関する規定は支店及び出張所に適用する。

5 日本赤十字社については、第二条第二号に掲げる事務所は、主たる事務所に限るものとし、この政令中従たる事務所に関する規定は、適用しない。

附則

(施行期日)

第一条 この政令は、商業登記法の施行の日(昭和三十九年四月一日)から施行する。

(関係政令等の整理)

第二条 次に掲げる政令は、廃止する。

愛知用水公団登記令(昭和三十年政令第二百五十七号)

アジア経済研究所登記令(昭和三十五年政令第九十八号)

奄美群島復興信用基金登記令(昭和三十年政令第八十六号)

海外移住事業団登記令(昭和三十八年政令第二百五十二号)

海外技術協力事業団登記令(昭和三十七年政令第二百五十三号)

簡易保険郵便年金福祉事業団登記令(昭和三十七年政令第四百十五号)

魚佃安定基金登記令(昭和三十六年政令第二百八十号)

漁業協同組合整備基金登記令(昭和三十五年政令第五百十三号)

金属鉱物採掘融資事業団登記令(昭和三十八年政令第五百十八号)

原子燃料公社登記令(昭和三十一年政令第三百三十六号)

特殊法人登記令

- 高圧ガス保安協会登記令 (昭和三十八年政令第二百六十七号)
- 公営企業金融公庫登記令 (昭和三十二年政令第八十一号)
- 鉱害賠償基金登記令 (昭和三十八年政令第二百三十三号)
- 國家公務員共済組合連合会登記令 (昭和三十三年政令第二百九十九号)
- 國民生活研究所登記令 (昭和三十七年政令第七十四号)
- 國立競技場登記令 (昭和三十三年政令第六十二号)
- 雇用促進事業団登記令 (昭和三十六年政令第二百七号)
- 産炭地域振興事業団登記令、昭和三十七年政令第二百六十号)
- 市町村職員共済組合連合会等登記令 (昭和三十七年政令第四百号)
- 社会福祉事業振興会登記令 (昭和二十九年政令第七十号)
- 社会保険診療報酬支払基金登記令 (昭和二十三年政令第二百七十七号)
- 首都高速道路公団登記令 (昭和三十四年政令第二百六十六号)
- 消防団員等公務災害補償責任共済基金登記令 (昭和三十一年政令第三百三十四号)
- 私立学校振興会登記令 (昭和二十七年政令第五十一号)
- 新技術開発事業団登記令 (昭和三十六年政令第四百八十八号)
- 森林開発公団登記令 (昭和三十一年政令第二百十九号)
- 石炭鉱業合理化事業団登記令 (昭和三十年政令第九十一号)
- 畜産振興事業団登記令 (昭和三十六年政令第三百八十八号)
- 地方議会議員共済会登記令 (昭和三十七年政令第四百一十号)
- 地方競馬全國協会登記令 (昭和三十七年政令第二百九十六号)
- 中小企業退職金共済事業団登記令 (昭和三十三年政令第二百二十二号)
- 特定船舶整備公団登記令 (昭和三十四年政令第五十九号)
- 南方同胞援護会登記令 (昭和三十三年政令第二百六十二号)
- 日本開發銀行登記令 (昭和二十六年政令第一百十号)
- 日本科学技術情報センター登記令 (昭和三十三年政令第七十号)

- 日本学校安全会登記令 (昭和三十五年政令第十三号)
- 日本学校給食会登記令 (昭和三十年政令第二百五十二号)
- 日本觀光協會登記令 (昭和三十四年政令第四十五号)
- 日本原子力研究所登記令 (昭和三十一年政令第三百三十五号)
- 日本原子力船開發事業団登記令 (昭和三十八年政令第九十号)
- 日本小型自動車振興会登記令 (昭和三十七年政令第三百七十五号)
- 日本國有鉄道登記令 (昭和二十四年政令第一百十四号)
- 日本蚕繭事業団登記令 (昭和三十四年政令第三百七十七号)
- 日本自轉車振興会登記令 (昭和三十三年政令第四百十号)
- 日本住宅公団登記令 (昭和三十年政令第一百七十七号)
- 日本消防検定協會登記令 (昭和三十三年政令第三百七十七号)
- 日本赤十字社登記令 (昭和二十七年政令第四百二十号)
- 日本専売公社登記令 (昭和二十四年政令第一百十一号)
- 日本中央競馬會登記令 (昭和二十九年政令第二百五十九号)
- 日本中小企業指導センター登記令 (昭和三十八年政令第二百六十九号)
- 日本鉄道建設公団登記令 (昭和三十九年政令第二十四号)
- 日本てん菜振興会登記令 (昭和三十四年政令第二百四十四号)
- 日本電信電話公社登記令 (昭和二十七年政令第二百八十九号)
- 日本道路公団登記令 (昭和三十一年政令第三十八号)
- 日本貿易振興会登記令 (昭和三十三年政令第二百七十七号)
- 日本輸出入銀行登記令 (昭和二十五年政令第三百六十四号)
- 日本労働協會登記令 (昭和三十三年政令第七十八号)
- 年金福祉事業団登記令 (昭和三十六年政令第三百八十二号)
- 農業機械化研究所登記令 (昭和三十七年政令第三百八十八号)
- 農業共済基金登記令 (昭和二十七年政令第二百六十八号)
- 農地開發機械公団登記令 (昭和三十年政令第二百五十九号)
- 農林漁業団体職員共済組合登記令 (昭和三十三年政令第二百二十九号)

号)

阪神高速道路公団登記令(昭和三十七年政令第百三十九号)

北海道東北開発公庫登記令(昭和三十一年政令第百三十号)

北方協会登記令(昭和三十六年政令第百七十一号)

水資源開発公団登記令(昭和三十七年政令第百二十七号)

郵便基金管理会登記令(昭和三十三年政令第百八十号)

輸出振興事業協会登記令(昭和三十四年政令第百二十七号)

理化学研究所登記令(昭和三十三年政令第百九十四号)

林業信用基金登記令(昭和三十八年政令第百二十三号)

労働福祉事業団登記令(昭和三十二年政令第百六十二号)

第三条 医療金融公庫法施行令(昭和三十五年政令第百六十号)の一部を次のように改正する。

第一条から第七条までを削り、第七条の二を第一条とし、第八条を第二条とし、第九条第一項中「公庫が法」を「医療金融公庫(以下「公庫」という。)が法」に改め、同条を第三条とする。

第四条 国民金融公庫法施行令(昭和二十四年政令第百二十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「登記」を「削除」に改める。
第一章を次のように改める。

第一章 削除

第一条から第十三条まで削除

第十五条第二項中「公庫」を「国民金融公庫(以下「公庫」という。)」に改める。

第五条 私立学校教職員共済組合法施行令(昭和二十八年政令第四百二十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「登記」を「削除」に改める。

第一章を次のように改める。

第一章 削除

特殊法人登記令

第一条から第十条まで 削除

第十条の四中「組合の」を「私立学校教職員共済組合」以下「組合」という。)の」に改める。

第六条 中小企業金融公庫法施行令(昭和二十八年政令第百七十五号)の一部を次のように改正する。

第二条から第十四条までを削り、第十五条第一項中「公庫が法」を「中小企業金融公庫(以下「公庫」という。)が法」に改め、同条を第二条とする。

第七条 中小企業信用保険公庫法施行令(昭和三十三年政令第百四号)の一部を次のように改正する。

第一条から第十一条までを削り、第十二条第一項中「公庫」を「中小企業信用保険公庫(以下「公庫」という。)」に改め、同条第二項中「法」を「中小企業信用保険公庫法(以下「法」という。)」に改め、同条の見出し及び条名を削り、第一項に項番号を附する。

第八条 帝都高速度交通営団法施行令(昭和十六年勅令第四百九十七号)の一部を次のように改正する。

第三章を次のように改める。

第三章 削除

第二十一条乃至第三十五条 削除

第九条 日本育英会法施行令(昭和十九年勅令第百七十一号)の一部を次のように改正する。

第一条から第十四条までを次のように改める。

第一条乃至第十四条 削除

第十条 日本銀行法施行令(昭和十七年勅令第百七十五号)の一部を次のように改正する。

第三章を次のように改める。

第三章 削除

第十三条乃至第二十六条 削除

特殊法人登記令

第十一条 放送法施行令（昭和二十五年政令第六十三号）の一部を次のように改正する。

第一条から第十四条までを削り、第十五条中「商法」の下に「明治三十二年法律第四十八号」を、「非訟事件手続法」の下に「明治三十一年法律第十四号」を加え、同条を第一条とし、第十六条から第十八条までを十四条ずつ繰り上げる。

第十二条 農林漁業金融公庫法施行令（昭和二十八年政令第三十二号）の一部を次のように改正する。

第二条から第十四条までを削り、第十五条第一項中「公庫が法」を「農林漁業金融公庫（以下「公庫」という。）が法」に改め、同条を第二条とし、第十六条を第三条とする。

（経過措置）

第十三条 この政令は、別段の定めがある場合を除くほか、この政令の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この政令による廃止又は改正前の政令又は勅令（以下「旧令」という。）の規定によつて生じた効力を妨げない。

第十四条 この政令の施行前にした旧令の規定による処分、手続その他の行為は、この政令の適用については、この政令の相当規定によつてしたものとみなす。

第十五条 旧令の規定による登記簿は、この政令の規定による登記簿とみなす。

第十六条 この政令の施行前に、第十八条において準用する商業登記法第五十七条第二項の規定によれば同時に申請すべき登記の一部について登記の申請があつたときは、それらの登記の手続及び期間については、なお従前の例による。

第十七条 特殊法人は、この政令の施行の日から六月以内に、この政令によつて新たに登記すべきものとなつた事項を登記しなければならない。

- 2 前項の登記をするまでに他の登記をするときは、その登記と同時に同項の登記をしなければならない。
 - 3 第一項の登記をするまでに同項の事項に変更を生じたときは、遅滞なく、変更前の事項につき同項の登記をしなければならない。
- 第十八条 この附則に定めるもののほか、この政令の施行に伴い必要な経過措置は、法務省令で定める。

別表

名称	根拠法	登記事項
愛知用水公団	愛知用水公団法（昭和三十年法律第四十二号）	
アジア経済研究所	アジア経済研究所法（昭和三十五年法律第五十一号）	資本金
奄美群島復興信用基金	奄美群島復興特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）	資本金
医療金融公庫	医療金融公庫法（昭和三十年法律第九十五号）	資本金
海外移住事業団	海外移住事業団法（昭和十八年法律第二百四号）	資本金 資産の総額
海外技術協力事業団	海外技術協力事業団法（昭和三十七年法律第二百十号）	資本金
海外経済協力基金	海外経済協力基金法（昭和三十五年法律第七十三号）	資本金
簡易保険郵便年金福祉事業団	簡易保険郵便年金福祉事業団法（昭和三十七年法律第六十四号）	資本金
魚飼安定基金	魚飼安定基金法（昭和三十年法律第二百二十九号）	資本金
漁業協同組合整備基金	漁業協同組合整備促進法（昭和三十五年法律第六十一号）	資本金

金鉱物探鉱融 資事業団	金鉱物探鉱融 資事業団法 (昭和三十八年法律第七十八号)	資本金	代表権の範囲又は制限に關する定めがあるときは、その
原子燃料公社	原子燃料公社法(昭和三十二年法律第九十四号)	資本金	代表権の範囲又は制限に關する定めがあるときは、その
高圧ガス保安協 会	高圧ガス取締法(昭和三十二年法律第二十四号)	資本金	代表権の範囲又は制限に關する定めがあるときは、その
公営企業金庫公 庫	公営企業金庫公庫法(昭和三十二年法律第八十三号)	資本金	代表権の範囲又は制限に關する定めがあるときは、その
鉱害賠償基金	石炭鉱害賠償担保等臨時措置法(昭和三十八年法律第九十七号)	資本金	代表権の範囲又は制限に關する定めがあるときは、その
国家公務員共済 組合連合会	国家公務員共済組合法(昭和三十二年法律第九十八号)	資本金	代表権の範囲又は制限に關する定めがあるときは、その
国民金融公庫	国民金融公庫法(昭和三十二年法律第四十九号)	資本金	代表権の範囲又は制限に關する定めがあるときは、その
国民生活研究所	国民生活研究所法(昭和三十七年法律第八十号)	資本金	代表権の範囲又は制限に關する定めがあるときは、その
国立競技場	国立競技場法(昭和三十二年法律第二十号)	資本金	代表権の範囲又は制限に關する定めがあるときは、その
雇用促進事業団	雇用促進事業団法(昭和三十六年法律第十六号)	資本金	代表権の範囲又は制限に關する定めがあるときは、その
産炭地域振興事 業団	産炭地域振興事業団法(昭和三十七年法律第九十五号)	資本金	代表権の範囲又は制限に關する定めがあるときは、その
市町村職員共済 組合連合会	地方公務員共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)	資本金	代表権の範囲又は制限に關する定めがあるときは、その
社会福祉事業振 興会	社会福祉事業振興会法(昭和三十八年法律第二十四号)	資本金	代表権の範囲又は制限に關する定めがあるときは、その
社会保険診療報 酬支払基金	社会保険診療報酬支払基金法(昭和三十二年法律第九十九号)	資本金	代表権の範囲又は制限に關する定めがあるときは、その
首都高速道路公 団	首都高速道路公団法(昭和三十四年法律第三十三号)	資本金	代表権の範囲又は制限に關する定めがあるときは、その

特殊法人登記令

消防団員等公務 災害補償責任共 済基金	消防団員等公務災害補償責任共済基金法(昭和三十二年法律第七号)	資本金	代表権の範囲又は制限に關する定めがあるときは、その
私立学校教職員 共済組合	私立学校教職員共済組合法(昭和三十八年法律第二百四十五号)	資本金	代表権の範囲又は制限に關する定めがあるときは、その
私立学校振興會	私立学校振興會法(昭和三十七年法律第十一号)	資本金	代表権の範囲又は制限に關する定めがあるときは、その
新技術開発事業 団	新技術開発事業団法(昭和三十六年法律第八十二号)	資本金	代表権の範囲又は制限に關する定めがあるときは、その
森林開発公団	森林開発公団法(昭和三十二年法律第八十五号)	資本金	代表権の範囲又は制限に關する定めがあるときは、その
石炭鉱業合理化 事業団	石炭鉱業合理化臨時措置法(昭和三十二年法律第五十六号)	資本金	代表権の範囲又は制限に關する定めがあるときは、その
産炭振興事業団	産炭振興事業団法(昭和三十六年法律第九十八号)	資本金	代表権の範囲又は制限に關する定めがあるときは、その
地方議會議員共 済會	地方公務員共済組合法	資本金	代表権の範囲又は制限に關する定めがあるときは、その
地方競馬全国協 會	競馬法(昭和三十二年法律第五十八号)	資本金	代表権の範囲又は制限に關する定めがあるときは、その
中小企業金融公 庫	中小企業金融公庫法(昭和三十八年法律第三十八号)	資本金	代表権の範囲又は制限に關する定めがあるときは、その
中小企業信用保 險公庫	中小企業信用保険公庫法(昭和三十八年法律第九十三号)	資本金	代表権の範囲又は制限に關する定めがあるときは、その
中小企業退職金 共済事業団	中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第六十号)	資本金	代表権の範囲又は制限に關する定めがあるときは、その
帝都高速度交通 當局	帝都高速度交通當局法(昭和三十六年法律第五十一号)	資本金	代表権の範囲又は制限に關する定めがあるときは、その
特定船舶整備公 團	特定船舶整備公団法(昭和三十四年法律第四十六号)	資本金	代表権の範囲又は制限に關する定めがあるときは、その
都市職員共済組 合連合會	地方公務員共済組合法	資本金	代表権の範囲又は制限に關する定めがあるときは、その

南方同胞援護会	南方同胞援護会法(昭和三十三年法律第六十号)	基金
日本育英会	日本育英会法(昭和十九年法律第三十号)	基金
日本開発銀行	日本開発銀行法(昭和二十六年法律第五十八号)	資本金
日本科学技術情報センター	日本科学技術情報センター法(昭和三十三年法律第八十四号)	代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め
日本学校安全会	日本学校安全会法(昭和十四年法律第九十八号)	資本金
日本学校給食会	日本学校給食会法(昭和三十年法律第四十八号)	資本金
日本観光協会	日本観光協会法(昭和二十四年法律第三十九号)	資本金
日本銀行	日本銀行法(昭和十七年法律第六十七号)	出資一口の金額 出資一口につき払い込んだ金額の方法
日本原子力研究所	日本原子力研究所法(昭和三十一年法律第九十二号)	代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め
日本原子力船開発事業団	日本原子力船開発事業団法(昭和二十八年法律第百号)	資本金
日本小型自動車振興会	小型自動車競走法(昭和二十五年法律第二十八号)	資本金
日本国有鉄道	日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)	資本金
日本蚕繭事業団	日本蚕繭事業団法(昭和十四年法律第百四号)	資本金
日本自転車振興会	自転車競技法(昭和二十三年法律第二百九号)	資本金
日本住宅公団	日本住宅公団法(昭和三十年法律第五十三号)	資本金

日本消防検定協会	消防法(昭和二十三年法律第八十六号)	資本金
日本赤十字社	日本赤十字社法(昭和二十七年法律第三百五号)	資産の総額
日本専売公社	日本専売公社法(昭和二十三年法律第二百五十五号)	代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め
日本中央競馬会	日本中央競馬会法(昭和二十九年法律第二百五号)	資本金
日本中小企業指導センター	中小企業指導法(昭和三十一年法律第四十七号)	資本金
日本鉄道建設公団	日本鉄道建設公団法(昭和三十一年法律第三号)	資本金
日本てん菜振興会	日本てん菜振興会法(昭和三十三年法律第八号)	資本金
日本電信電話公社	日本電信電話公社法(昭和二十七年法律第二百五十号)	設立年月日 資本金
日本道路公団	日本道路公団法(昭和三十一年法律第六号)	代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め
日本貿易振興会	日本貿易振興会法(昭和三十三年法律第九十五号)	資本金
日本放送協会	放送法(昭和二十五年法律第三十二号)	資本金
日本輸出入銀行	日本輸出入銀行法(昭和二十五年法律第二百六十八号)	資本金
日本労働協会	日本労働協会法(昭和二十三年法律第三十二号)	基金
年金福祉事業団	年金福祉事業団法(昭和十六年法律第八十号)	資本金
農業機械化研究所	農業機械化促進法(昭和二十八年法律第二百五十二号)	資本金

農業共済基金	農業共済基金法(昭和二十七年法律第二百二号)	資本金 払い込んだ出資の総額
農地開発機械公団	農地開発機械公団法(昭和三十年法律第四百十二号)	資本金
農林漁業金融公庫	農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)	資本金
農林漁業団体職員共済組合	農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)	
阪神高速道路公団	防神高速道路公団法(昭和三十七年法律第四十三号)	資本金
北海道東北開発公庫	北海道東北開発公庫法(昭和三十一年法律第九十七号)	資本金
北方協会	北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律(昭和三十六年法律第六十二号)	基金
水資源開発公団	水資源開発公団法(昭和三十六年法律第二百十八号)	資本金
郵便募金管理会	お年玉つき郵便葉書及び寄附金つき郵便葉書等の発売並びに寄附金の処理に関する法律(昭和二十四年法律第二百二十四号)	
輸出振興事業協会	軽機械の輸出の振興に関する法律(昭和二十四年法律第四百四十四号)	
理化学研究所	理化学研究所法(昭和三十三年法律第八十号)	資本金
林業信用基金	林業信用基金法(昭和三十一年法律第五十五号)	資本金
労働福祉事業団	労働福祉事業団法(昭和三十一年法律第二百六号)	資本金

特殊法人登記令

○ 海外移住事業附法附則第七條第六項
の規定に基づき評価委員会に関し必
要な事項を定める省令

(昭和三十八年七月十二日
外務省令第五号)

海外移住事業附法(昭和三十八年法律第二百四号)附則第七條第六項の規定に基づき評価委員会に関し必要な事項を定める省令を次のように定める。

海外移住事業附法附則第七條第六項の規定に基づき評価委員会
に関し必要な事項を定める省令

(評価委員の任命)

第一條 海外移住事業附法(以下「法」という)附則第七條第五項の
評価委員会(以下「委員会」という)の委員は、次の各号に掲げ
る者につき外務大臣が任命する。

- 一 外務省の職員一人
- 二 大蔵省の職員一人
- 三 法附則第七條第三項の株主一人
- 四 海外移住事業団の役員一人
- 五 学識経験のある者二人

(委員長)

第二條 委員会の委員長は委員の互選により選任する。

- 2 委員長は委員会を代表し会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第三條 委員会は、委員四人以上の出席がなければ会議を開き、議決
することができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数
のときは、委員長の決定するところによる。

(委員会の庶務)

第四條 委員会の庶務は外務省移住局において処理する。

(雜則)

第五條 この省令に定めるもののほか、議事の手続きその他委員会の
運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

第一條 この省令は、公布の日から施行する。

第二條 第一條第四号に「海外移住事業団の役員一人」とあるのは、
海外移住事業団成立までは「法附則第三條第一項の設立委員一人」
と読み替えるものとする。

○ 海外移住事業団の業務方法書に記載すべき事項を定める省令

(昭和三十八年七月十五日)
外務省令第六号

海外移住事業団法(昭和三十八年法律第二百二十四号)第二十四条第二項の規定に基づき、海外移住事業団の業務方法書に記載すべき事項を定める省令を次のように定める。

海外移住事業団の業務方法書に記載すべき事項を定める省令
(業務方法書の記載事項)

海外移住事業団法(昭和三十八年法律第二百二十四号)第二十四条第一項の業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。

- 一 海外移住に関する調査及び知識の普及を行なうことに関する事項
- 二 海外移住に関し、相談に応じ、及びあつせんを行なうことに関する事項
- 三 移住者に対して、訓練及び講習並びに渡航費の貸付け及び支度金等の支給を行なうことに関する事項
- 四 移住者の渡航に関し、宿泊施設の提供、引率その他援助及び指導を行なうことに関する事項
- 五 海外において、移住者の事業、職業その他移住者の生活一般について、相談に応じ、及び指導を行なうことに関する事項
- 六 海外において、移住者の定着のために必要な福祉施設の整備その他の援助を行なうことに関する事項
- 七 移住者が入植するための土地の取得、造成、管理及び譲渡並びに取得のあつせんを行なうことに関する事項

八 移住者及びその団体で海外において農業、漁業、工業その他の事業を行なうものに対して、その事業に必要な資金を貸し付け、及びその事業に必要な資金の借入れに係る債務について保証することに關する事項

九 海外において農業、漁業、工業その他の事業を行なう者(移住者及びその団体を除く)に対して、その者が移住者をその事業に受入れることが確實であり、かつ、その受入れが海外移住の振興に寄与すると認められる場合に、その受入れに關してその事業に必要な資金を貸し付けることに関する事項

十 法第二十一条第一項第十号及び第十一号に規定する業務に關する事項

十一 その他業務に關し必要な事項

附則

この省令は、公布の日から施行する。

○ 海外移住事業団の財務及び会計に関する省令

(昭和三十八年七月十五日
外務省令第七号)

海外移住事業団法(昭和三十八年法律第二百二十四号)第三十四条及び第三十六条の規定に基づき、海外移住事業団の財務及び会計に関する省令を次のように定める。

海外移住事業団の財務及び会計に関する省令

(経理原則)

第一条 海外移住事業団(以下「事業団」という。)は、その事業の財政状態及び経営成績を明らかにするため、財産の増減及び異動並びに収益及び費用をその発生の事実に基づいて経理しなければならぬ。

(勘定の設定)

第二条 事業団の会計においては、貸借対照表勘定及び損益勘定を設け、貸借対照表勘定においては、資産、負債及び資本を計算し、損益勘定においては収益及び費用を計算する。

2 事業団は、海外移住事業団法(以下「法」という。)第二十六条及び法附則第九条第一項に規定する特別の勘定のほか、事業の性質上特別に区分して経理する必要があるものについては、その経理を明確にするため、特別の勘定を設けるものとする。

3 貸借対照表勘定及び損益勘定は、法第二十六条及び法附則第九条第一項に規定する特別の勘定ごとに、及び前項の規定により特別の勘定を設けたときはその設けた勘定ごとに、それぞれ内訳として区分する。

(予算の内容)

第三条 事業団の予算は、予算総則及び収入支出予算とする。

(予算総則)

第四条 予算総則には、予算に関する総括的規定を設けるほか、次の事項に関する規定を設けるものとする。

一 第八条の規定による債務を負担する行為について、事項ごととその負担する債務の限度額、その行為に基づいて支出すべき年限及びその必要の理由

二 第九条第二項の規定による経費の指定

三 第十条第一項ただし書の規定による経費の指定

四 長期借入金金の借入れ及び海外移住債券の発行の限度額

五 その他予算の実施に関し必要な事項

(収入支出予算)

第五条 収入支出予算は、収入にあつてはその性質、支出にあつてはその目的に従つて区分するものとする。

2 事業団は、法第二十六条及び法附則第九条第一項に規定する特別の勘定ごとに、及び第二条第二項の規定により特別の勘定を設けたときは、その設けた勘定ごとに、前項の規定による区分を行なうものとする。

(予算の添附書類)

第六条 法第二十七条前段の規定により予算について外務大臣の認可を受けようとする場合において、申請書に添附すべき書類は、次のとおりとする。

一 前事業年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書

二 当該事業年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書

三 その他当該予算の参考となる書類

2 事業団は、法第二十七条後段の規定により予算の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載し

た申請書に前項第二号及び第三号に掲げる書類を添附して外務大臣に提出しなければならない。

(予備費)

第七条 予見することができない理由による支出予算の不足を補うため、事業団の収入支出予算に予備費を設けることができる。

2 事業団は、予備費を使用したときは、すみやかに、使用の理由、金額及び積算の基礎を明らかにした書類を外務大臣に送付しなければならない。

(債務を負担する行為)

第八条 事業団は、支出予算の金額の範囲内におけるもののほか、法第二十一条に規定する業務を行なうため必要があるときは、毎事業年度、予算をもつて外務大臣の認可を受けた金額の範囲内において債務を負担する行為をすることができる。

(支出予算の流用等)

第九条 事業団は、支出予算については、当該予算に定める目的のほか、かに使用してはならない。ただし、予算の実施上適當かつ必要であるときは、第五条の規定による区分にかかわらず、相互流用することができる。

2 事業団は、予算総則で指定する経費の金額については、外務大臣の承認を受けなければ、それらの経費の間又は他の経費との間に相互流用し、又はこれに予備費を使用することができない。

3 事業団は、前項の規定による予算の流用又は予備費の使用について外務大臣の承認を受けようとするときは、流用又は使用の理由、金額及び積算の基礎を明らかにした書類を外務大臣に提出しなければならない。

(支出予算の繰越し)

第十条 事業団は、支出予算の経費の金額のうち当該事業年度内に支出を終らなかつたものを翌事業年度に繰り越して使用することができ

る。ただし、予算総則で指定する経費の金額については、あらかじめ、外務大臣の承認を受けなければならない。

2 事業団は、前項ただし書の規定による承認を受けようとするときは、毎事業年度末までに、事項ごとに、繰越しを必要とする理由及び金額を明らかにした書類を外務大臣に提出しなければならない。

3 事業団は、第一項の規定による繰越しをしたときは、翌事業年度の六月三十日までに、繰越し計算書を外務大臣に送付しなければならない。

4 前項の繰越し計算書は、支出予算と同一の区分により作成し、かつこれに次の事項を記載しなければならない。

一 繰越しに係る経費の予算現額

二 前号の経費の予算現額のうち支出決定済額

三 第一号の経費の予算現額のうち翌事業年度への繰越額

四 第一号の経費の予算現額のうち不用額

(事業計画)

第十一条 法第二十七条前段の事業計画には、次の事項に関する計画を掲げなければならない。

一 海外移住に関する調査及び知識の普及を行なうことに関する事項

二 海外移住に関し、相談に応じ、及びあつせんを行なうことに関する事項

三 移住者に対して、訓練及び講習並びに渡航費の貸付け及び支度金等の支給を行なうことに関する事項

四 移住者の渡航に関し、宿泊施設の提供、引率その他援助及び指導を行なうことに関する事項

五 海外において、移住者の事業、職業その他移住者の生活一般について、相談に応じ、及び指導を行なうことに関する事項

六 海外において、移住者の定着のために必要な福祉施設の整備を

の他の援助を行なうことに関する事項

七 移住者が入植するための土地の取得、造成、管理及び譲渡並びに取得のあつせんを行なうことに関する事項

八 移住者及びその団体で海外において、農業、漁業、工業その他の事業を行なうものに対して、その事業に必要な資金を貸し付け及びその事業に必要な資金の借入れに係る債務について保証することに関する事項

九 海外において農業、漁業、工業その他の事業を行なう者（移住者及びその団体を除く。）に対して、その者が移住者をその事業に受け入れることが確実であり、かつ、その受入れが海外移住の振興に寄与すると認められる場合に、その受入れに関してその事業に必要な資金を貸し付けることに関する事項

十 法第二十一条第一項第十号及び第十一号に規定する業務に関する事項

十一 その他必要な事項

2 事業団は、法第二十七条後段の規定により事業計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を外務大臣に提出しなければならない。

(資金計画)

第十二条 法第二十七条前段の資金計画には、次の事項に関する計画を掲げなければならない。

- 一 資金の調達方法
- 二 資金の使途
- 三 その他必要な事項

2 前条第二項の規定は、事業団が法第二十七条後段の規定により資金計画の変更の認可を受けようとする場合について準用する。

(収入支出等の報告)

第十三条 事業団は、毎月、収入及び支出については、合計残高試算

表により、第八条の規定により負担した債務については事項ごとに金額を明らかにした報告書により、翌翌月末日までに、外務大臣に報告しなければならない。

(決算報告書)

第十四条 法第二十八条第三項の決算報告書は、収入支出決算書及び債務に関する計算書とする。

2 前項の決算報告書には、第四条の規定により予算総則に規定した事項に係る予算の結果を示さなければならない。

3 第一項の決算報告書には、第十一条第一項各号及び第十二条第一項各号に掲げる事項に関する計画の実施の結果を記載した業務報告書を添付しなければならない。

(収入支出決算書)

第十五条 前条第一項の収入支出決算書は、収入支出予算と同一の区分により作成し、かつ、これに次の事項を示さなければならない。

一 収入

- イ 収入予算額
- ロ 収入決定済額
- ハ 収入予算額と収入決定済額との差額

二 支出

- イ 支出予算額
- ロ 前事業年度からの繰越額
- ハ 予備費の使用の金額及びその理由
- ニ 流用の金額及びその理由
- ホ 支出予算現額
- ヘ 支出決定済額
- ト 翌事業年度への繰越額
- チ 不用額

(債務に関する計算書)

第十六条 第十四条第一項の債務に関する計算書には、第八条の規定により負担した債務について、債務の事項ごとに、前事業年度末における債務額及び当該事業年度に負担した債務額に区分して、当該事業年度においてそれらについて償還し又は支出した金額及び残額を記載しなければならない。

(借入金)の認可)

第十七条 事業団は、法第三十条第一項又は第二項ただし書の規定により長期借入金又は短期借入金の借入れの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を外務大臣に提出しなければならない。

- 一 借入れを必要とする理由
- 二 借入金の額
- 三 借入先
- 四 借入金の利率
- 五 借入金の償還の方法及び期限
- 六 利息の支払の方法
- 七 その他必要な事項

(重要な財産)

第十八条 法第三十四条の外務省令で定める重要な財産は、土地(法第二十一条第一項第七号の規定により移住者に対して譲渡する土地を除く。)及び建物並びに外務大臣が指定するその他の財産とする。

(重要な財産の処分の認可)

第十九条 事業団は、法第三十四条の規定により重要な財産を譲渡し、交換し、又は担保に供すること(以下この条において「処分等」という。)について、認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書に処分等を証する書類を添附して、外務大臣に提出しなければならない。

- 一 処分等に係る財産の内容及び評価額

海外移住事業団の財務及び会計に関する省令

二 処分等の理由

三 処分等の相手方の氏名又は名称及び住所

四 譲渡し、又は交換しようとするときはその条件

五 担保に供しようとするときは担保される債権の額及びその権利の種類

(会計規程)

第二十条 事業団は、その財務及び会計に関し、会計規程を定めなければならない。

2 事業団は、前項の会計規程を定めようとするときは、その基本的事項について外務大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

○ 海外移住事業団に対する移住者渡航費貸付条件に関する法律

(昭和三十五年三月三十一日
法律 第四十六号)

政府は、海外移住事業団（以下「事業団」という。）に対し、事業団が中南米諸国その他政令で定める外国に永住の目的をもつて移住する者に対して必要な最低限度の渡航費を貸し付けるために必要な資金を貸し付ける場合においては、次に掲げる条件によることができる。

- 一 利率年三分六厘五毛。ただし、第二号の据置期間中は、無利子とする。
- 二 償還期間 貸付けの日の属する年の初日から起算して二十年（貸付けの日の属する年の初日から起算して十年の据置期間を含む。）
- 三 元金の償還及び利息の支払方法、元利均等年賦償還の方法により各年の末日を支払日とする。

附 則

この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

○事業団法附則の一部改正について

(第十四条の二の追加)

(土地等をその目的とする出資)

第十四条の二 政府は、外務省設置法の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第八十五号)中移住あつせん所に関する部分の施行の際国が移住あつせん所の用に供していた土地、建物その他の土地の定着物及び物品で事業団の業務に必要があると認められるもの並びに神奈川県横浜市港北区篠原町富士塚谷一九九九番地に所在する国有の土地、建物その他の土地の定着物(以下この条において「土地等」という。)を出資の目的として、事業団に出資することができる。

- 2 前項の規定により出資する土地等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。
- 3 第四条第三項(政府の出資があつたときの資本金の増額)の規定は、第一項の規定による政府からの出資があつた場合に準用する。
- 4 第二項の評価委員その他同項の規定による評価に関し必要な事項は、政令で定める。

○海外移住事業団に対する出資の目的 とする土地等の評価に関する政令

（昭和三十九年七月十七日）
政令 第二百五十五号

（外務大臣署名）

海外移住事業団に対する出資の目的とする土地等の評価に関する政令をここに公布する。

海外移住事業団に対する出資の目的とする土地等の評価に
関する政令

内閣は、海外移住事業団法（昭和三十八年法律第二百四号）附則
第十四条の二第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

（評価委員の任命）

第一条 海外移住事業団法附則第十四条の二第二項（出資する土地等の
価額）の評価委員は、次の各号に掲げる者につき外務大臣が任命する。

- 一 外務省の職員 一人
- 二 大蔵省の職員 一人
- 三 海外移住事業団の役員 一人
- 四 学識経験がある者 二人

（評価額の決定）

第二条 評価額は、評価委員の過半数の一致によつて定める。

（外務省令への委任）

第三条 前二条に定めるもののほか、評価委員その他評価に関し必要
な事項は、外務省令で定める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

○海外移住事業団に対する出資の目的
とする土地等の評価に関する省令

(昭和三十九年八月十一日)
外務省令第四号

海外移住事業団に対する出資の目的とする土地等の評価に関する政令(昭和三十九年政令第二百五十五号)第三条の規定に基づき、海外移住事業団に対する出資の目的とする土地等の評価に関する省令を次のように定める。

海外移住事業団に対する出資の目的とする土地等の評価に
関する省令

海外移住事業団法(昭和三十八年法律第二百二十四号)附則第十四条の
第二項に規定する評価に関する庶務は、外務省移住局において処
理する。

附 則

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、附則第二項の規定
は、昭和三十九年十月一日から施行する。

2 神戸移住あつせん所組織規程(昭和二十八年外務省令第一号)及
び横浜移住あつせん所組織規程(昭和三十一年外務省令第二号)は、
廃止する。

